

都 監 第 56 号
令和元年8月8日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 黒木 優一

平成 30 年度都城市基金運用状況審査意見について

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された平成 30 年度都城市各基金の運用状況を示す書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度 都城市基金運用状況審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度における審査の対象は、次のとおりである。

- ① 平成 30 年度 都城市物品調達基金
- ② 同 都城市土地開発基金
- ③ 同 都城市奨学資金貸付基金

第 2 審査の期間

令和元年 5 月 29 日から同年 8 月 8 日まで

第 3 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された各基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行い、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めて、計数の正確性及び事務処理の適否などについて審査を行った。

第 4 審査の結果

審査に付された各基金運用状況報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また、計数も関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し正確であり、運用についても適正であると認められた。

第5 審査意見

1 物品調達基金

物品調達基金は、物品の集中調達を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたものであり（都城市物品調達基金条例（平成18年条例第71号）第1条）、基金の額は、2,000万円である（同条例第2条）。

本年度の運用状況は次表のとおりである。本年度末現在高は、預金25,671,040円及び物品687,768円（合計26,358,808円）となっており、基金の運用益累計は、6,358,808円（本年度末現在高の合計額26,358,808円－基金の額20,000,000円）である。

本基金においては、上記設置目的に鑑みると、目的に沿った運用がされているかについて疑義がある。集中調達の対象物品の種類及び基金の額の見直し並びに基金設置の必要性について検討が必要ではないか。

物品調達基金運用状況表

(単位:円)

| 区 分 | 前年度末現在高 | 本年度中増減高 | | 本年度末現在高 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| | | 増 加 | 減 少 | |
| 預 金 | 26,584,233 | 30,875,336 | 31,788,529 | 25,671,040 |
| 物 品 | 640,133 | 24,564,163 | 24,516,528 | 687,768 |
| 合 計 | 27,224,366 | 55,439,499 | 56,305,057 | 26,358,808 |

2 土地開発基金

土地開発基金は、市が公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたものであり（都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 1 条）、基金の額は、17 億 4,109 万 7,000 円である（同条例第 2 条第 1 項）。

本年度の運用状況は次表のとおりである。本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円となっており、いずれも平成 28 年度末現在高から変化はない。

なお、基金運用上生じた預金利子 247,966 円については、一般会計において整理されている。

近年は貸付けや土地取得の実績がなく、また、地価の下落傾向が続く中で、土地の先行取得を設置目的とする本基金については、基金の額の見直しとともに今後の基金の在り方について抜本的な検討が必要ではないか。

土地開発基金運用状況表

(単位:円)

| 区 分 | 前年度末現在高 | 本年度中増減高 | | 本年度末現在高 |
|-------|---------------|---------|---------|---------------|
| | | 増 加 | 減 少 | |
| 預 金 | 1,279,839,251 | 247,966 | 247,966 | 1,279,839,251 |
| 土 地 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸 付 金 | 461,257,749 | 0 | 0 | 461,257,749 |
| 合 計 | 1,741,097,000 | 247,966 | 247,966 | 1,741,097,000 |

3 奨学資金貸付基金

奨学資金貸付基金は、都城市奨学金条例（平成 18 年条例第 304 号）により、高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てることを目的に、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたものであり（都城市奨学資金貸付基金条例（平成 18 年条例第 305 号）第 1 条）、基金の額は、9,890 万 4,426 円である（同条例第 2 条第 3 項）。

本年度の運用状況は次表のとおりであり、本年度末現在高は、預金 89,708,426 円及び貸付金 9,196,000 円（合計 98,904,426 円）である。本年度の新規貸付金は 960,000 円（8 人）、償還額は 3,151,000 円（51 人）であり、積立額は 56,000 円（指定寄附 47,442 円＋基金の運用から生じた運用利子等 8,558 円）である。

本基金の本年度末現在高に対し貸付金の占める割合は、僅か 9.3%（前年度の割合 11.5%、前々年度の割合 13.8%）となっており、奨学金利用者は減少している状況にある。

本基金は、その原資（旧高城町すこやか奨学資金貸付基金条例（平成 9 年高城町条例第 6 号）、旧山田町奨学資金貸与基金条例（平成 17 年山田町条例第 4 号）及び旧高崎町奨学資金貸付基金条例（昭和 50 年高崎町条例第 18 号の各基金））の多くが奨学資金として寄附を受けたものである。しかし、奨学金利用者は減少しており、奨学資金の貸付割合は、僅か 9.3% である。合併後 10 年余を経過した現在においては、寄附者の意思を尊重し、大学生を対象とした奨学資金貸付金（一般会計）との統合一元化も視野に入れた新たな進学・就学等に関する総合的な支援制度の構築を検討すべきではないか。

奨学資金貸付基金運用状況

（単位：円）

| 区 分 | 前年度末現在高 | 本年度中増減高 | | 本年度末現在高 |
|-------|------------|-----------|-----------|------------|
| | | 増 加 | 減 少 | |
| 預 金 | 87,461,426 | 3,207,000 | 960,000 | 89,708,426 |
| 貸 付 金 | 11,387,000 | 960,000 | 3,151,000 | 9,196,000 |
| 合 計 | 98,848,426 | 4,167,000 | 4,111,000 | 98,904,426 |

